

(裏面)

- 6 牛の皮の運搬の方法及び紛失を防止するための措置内容

- 7 持ち出された牛の皮を保存する者の氏名（法人にあっては名称及び代表者の氏名）、住所及び連絡先

- 8 持ち出された牛の皮を保存する施設の名称、所在地及び連絡先並びに当該施設における1日当たりの保存可能量

注 次の図面及び書類を添付すること。

- 1 牛の皮を運搬する経路が分かる書類
- 2 保存施設が化製場等に関する法律第3条第1項の規定による化製場若しくは同法第8条第1項において準用する同法第3条第1項の規定による獣畜の皮の貯蔵の施設の設置の許可を受けていることを証明する書類又はその写し
- 3 保存施設の平面図
- 4 と畜場法施行規則第12条第1項第4号及び第5号に規定する牛の皮が持ち出されると畜場及び持ち出された牛の皮の保存を行う施設における管理体制の確保のため必要な情報を記録する書類の写し

第 10 号様式 (第 10 条関係)

年 月 日

山梨県知事 殿

申請者
住 所
氏 名 印
(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

牛の卵巣のと畜場外への持出し許可申請書

と畜場法第 14 条第 3 項第 2 号の規定により、牛の卵巣のと畜場外への持出しの許可を申請します。

- 1 と畜場の名称、所在地及び連絡先
- 2 牛の卵巣の持出しの開始年月日及び終了年月日
- 3 1 日に持出しを行う牛の卵巣の数量の上限
- 4 持ち出しを行う牛の卵巣の個体識別の方法
- 5 牛の卵巣の持出しを行う者の氏名 (法人にあっては名称及び代表者の氏名)、住所及び連絡先

(裏面)

- 6 牛の卵巣の運搬の方法及び紛失を防止するための措置内容

- 7 持ち出された牛の卵巣を保存する者の氏名（法人にあっては名称及び代表者の氏名）、住所及び連絡先

- 8 持ち出された牛の卵巣を保存する施設の名称、所在地及び連絡先

注 次の図面及び書類を添付すること。

- 1 牛の卵巣を運搬する経路が分かる書類
- 2 保存施設が家畜改良増殖法第24条の規定による家畜人工授精所（独立行政法人家畜改良センター及び都道府県が開設するものを除く。）であるときは、その施設が設置の許可を受けていることを証明する書類又はその写し
- 3 保存施設の平面図
- 4 と畜場法施行規則第12条第2項第4号及び第5号に規定する牛の卵巣が持ち出されると畜場及び持ち出された牛の卵巣の保存を行う施設における管理体制の確保のため必要な情報を記録する書類の写し

第 11 号様式 (第 10 条関係)

年 月 日

山梨県知事 殿

申請者
住 所
氏 名 印
(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

獣畜の肉等のと畜場外への持出し許可申請書

と畜場法第 14 条第 3 項第 2 号の規定により、獣畜の肉等を焼却するためのと畜場外への持出しの許可を申請します。

- 1 と畜場の名称、所在地及び連絡先
- 2 獣畜の肉等の持出しを行う年月日
- 3 獣畜の肉等の持出しを行う者の氏名 (法人にあっては名称及び代表者の氏名)、住所及び連絡先
- 4 獣畜の肉等の運搬の方法及び紛失を防止するための措置内容
- 5 持ち出された獣畜の肉等を焼却する施設の名称、所在地及び連絡先

注 次の図面及び書類を添付すること。

- 1 獣畜の肉等を運搬する経路が分かる書類
- 2 と畜場法施行規則第 12 条第 3 項第 3 号に規定する獣畜の肉等が持ち出されると畜場における管理体制の確保のため必要な情報を記録する書類の写し

第十号様式中「(第16条関係)」を「(第19条関係)」と、年 月 日
印を「 お届けします」を「 届け出ます」に改め、同様
式を第十三号様式とする。

第九号様式中「(第15条関係)」を「(第18条関係)」と、年 月 日
印を「 お届けします」を「第71条」に改め、同様式を第十
二号様式とする。

第八号様式の四中「(第14条の4関係)」を「(第17条関係)」と、「第21
条の2第2項」を「第53条第2項」と、「届けます」を「 届け出ます」に改め、
同様式を第十一号様式とする。

第八号様式の三中「(第14条の3関係)」を「(第16条関係)」と、「第2
1条の2第2項」を「第53条第2項」と、「お届けします」を「 届け出ます」に
改め、同様式を第十号様式とする。

第八号様式の二中「(第14条の2関係)」を「(第15条関係)」と、年
印
月 日生」を「 お届けします」を「 届け出ます」に改め、同様式を第九号様式とする
。

(山梨県宅地開発事業の基準に関する条例施行規則の一部改正)

第三条 山梨県宅地開発事業の基準に関する条例施行規則(昭和四十八年山梨県規則第
三十号)の一部を次のように改正する。

第三条第十三号中「と畜場法」を「と畜場法」に、「第二条第二項」を「第三条第
二項」に、「と畜場」を「と畜場」に改める。

(山梨県食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則の一部改正)

第四条 山梨県食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則(平成三年山
梨県規則第十三号)の一部を次のように改正する。

第八条中、「第九条第二項」を、「第二十七条第二項」に改める。

第十条中、「第十四条」を、「第三十二条」に改める。

第七号様式中「第9条第2項」を「第27条第2項」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

山梨県規則第十九号

山梨県職業訓練手当支給規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十六年三月三十日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県職業訓練手当支給規則の一部を改正する規則

山梨県職業訓練手当支給規則(昭和三十八年山梨県規則第五十四号)の一部を次のよ
うに改正する。

第二条第一項各号列記以外の部分中、「公共職業安定所長の指示により、」を「県内の
公共職業安定所長の指示により」に改め、「及び」の下に「公共職業安定所長の指示に
よじ」を加える。

第四条第二項に次のただし書を加える。

ただし、求職者が県外に居住する者であるときは、当該居住する地域を管轄する都
道府県の定める級地区分によるものとする。

第七条第一項中、「及び第一号様式(二)」を「」に次に掲げる書類を添えて」に改
め、同項に次の各号を加える。

- 一 職業訓練受講指示書の写し
 - 二 通所状況届(第一号様式(一))
 - 三 住民票謄本
 - 四 公共職業能力開発施設の寄宿舎への入居を証する書面、賃貸借契約書等の写し(寄宿手当を申請する場合に限る。)
 - 五 雇用保険受給資格者証等の写し(第二条第三項ただし書に該当する場合に限る。)
 - 六 その他知事が必要と認める書類
- 第七条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「前項の」を削り、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。
- 3 前二項の規定は、求職者が現に受けている訓練手当以外の訓練手当を受けようとする場合に準用する。この場合において、第一項中「次に掲げる書類」とあるのは「職業訓練手当受給資格認定書及び次に掲げる書類のうち当該申請に必要な書類」と読み替えるものとする。
- 第八条第二項を削る。
- 第一号様式及び第一号様式(二)を次のように改める。

第1号様式(第7条関係)

年 月 日

山梨県知事 殿

住所
申請者
氏名 印

職業訓練手当受給資格認定申請書

山梨県職業訓練手当支給規則に基づく訓練手当の支給を受けたいので次により申請します。

①申請する手当の種類 (該当するものに○)		基本手当	受講手当	通所手当	寄宿手当		
②申請者の状況	ふりがな 氏名	(性別) 男・女	(生年月日) 年 月 日生(満 歳)				
	住所又は居所	(入校又は入所前) (入校又は入所後)					
③扶養親族に関する事項(寄宿手当の申請者のみ記入)							
家族の状況	氏名	申請者との続柄	年齢	扶養の有無	同居・別居の別	別居しているものの住所又は居所	
				有・無	同居・別居		
				有・無	同居・別居		
				有・無	同居・別居		
④求職者給付等の受給資格 無 ・ 有 (該当するものに○)							
	雇用保険基本手当等	日雇労働求職者給付金	船員失業保険金	国家公務員等退職手当			
	雇用保険特例一時金	その他()					
※⑤能力開発施設確認欄	(入校又は入所年月日) 年 月 日	(訓練科目)	訓練期間	自 年 月 日	至 年 月 日		
	通所距離 (km)	通所手段(該当するものに○)	徒歩	バス	鉄道	自動車	その他()
	寄宿舎の入居状況	入居(年 月 日) ・ 入居していない					
	上記の記載事項に誤りのないことを確認する。 年 月 日 (施設名称、所在地) 公共職業能力開発施設の長 印						

注 ※欄には、記入しないでください。

第1号様式の2 (第7条関係)

年 月 日

山梨県知事 殿

住所
氏名 印

通 所 状 況 届

通所の開始年月日
年 月 日

通所状況は次のとおりです。

No.	通所方法の別	区 間	距 離 (概算)	所 要 時 間 (概算)	乗車券等の種類	乗車券等の額	備 考
1		住居 から(経由) まで	km	時間 分		円	
2		から(経由) まで	km	時間 分		円	
3		から(経由) まで	km	時間 分		円	
4		から(経由) まで	km	時間 分		円	
5		から(経由) まで	km	時間 分		円	
6		から(経由) まで	km	時間 分		円	
他に利用できる交通機関等の名称、利用区間等					総 通 所 距 離 (概 算)	km	
					総 所 要 時 間 (概 算)	時間 分	
					平均1箇月間の運賃等の負担額	円	

通所経路略図(経路朱線)

記入上の注意

- 1 通常行っている通所の状況のみを記入し、例外的な方法等は記入しないでください。
- 2 「通所方法の別」欄には、通所の順路に従い徒歩、自転車、鉄道〇〇線等の別を記入してください。
- 3 「乗車券等の種類」欄には、1箇月定期、回数券、優待乗車券等の別を記入してください。
- 4 「乗車券等の額」欄には、1箇月定期の額、回数券の額等乗車券等に応ずる額を記入してください。
- 5 「備考」欄には定期券を持たない理由、回数券の片道及び月間の使用枚数等を記入してください。
- 6 往路と帰路とが異なる場合は「備考」欄に理由を記入してください。